証券コード　2338
2021年５月11日

株　主　各　位

東京都千代田区九段北一丁目10番９号
株式会社ビットワングループ
代表取締役　　邵　　贇

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年５月26日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　**2021年５月27日（木曜日）午前10時**（受付開始午前９時30分）
2. **場　　所**　東京都千代田区九段北四丁目２番25号
   アルカディア市ヶ谷（私学会館）　６階　霧島の間
3. **目的事項**

報告事項

1. 第22期（2020年３月１日から2021年２月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2020年３月１日から2021年２月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件

新型コロナウイルス感染症の感染が懸念される状況が続いております。ご来場はできるだけお控えいただき、郵送による議決権行使をご推奨申し上げます。

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ホームページ（https://www.bitone-g.co.jp）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

1. 連結計算書類の「連結注記表」
2. 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（アドレス　https://www.bitone-g.co.jp ）に掲載させていただきます。

（添付書類）

第22期　事　業　報　告

（自　2020年３月１日
至　2021年２月28日）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、極めて厳しい状況が続いております。当連結会計年度において、当社グループの売上シェアの９割弱を占めるアイラッシュケア事業も、新型コロナウイルスによる個人消費の低迷や、感染回避に伴う外出機会の減少などにより、大きな影響が出ており、極めて厳しい経営環境となっており、このような状況は今後もしばらく継続することが予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、早期黒字化のため、システムソリューション事業の一環として５Ｇ技術とＡＩ技術を融合した関連事業の当連結会計年度中の立上げに努め、それに関連して、2020年10月より、非鉄金属の商取引マッチング事業を香港で開始いたしましたが、当該事業は現在のところ、オフライン取引に留まっており、本格的な稼働となっておりません。また、コロナ禍により、アイラッシュケア事業の売上も減少いたしました。

この結果、当連結会計年度につきましては、売上高245百万円（前年同期比46.3％減）、営業損失378百万円（前年同期は営業損失295百万円）となりました。経常損失は377百万円（前年同期は経常損失311百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は392百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失321百万円）となりました。

セグメント別の売上高は、以下のとおりであります。（セグメントの業績については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載しております。）

なお、第２四半期連結会計期間より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

（システムソリューション事業）

当事業におきましては、５Ｇ技術とＡＩ技術を融合した関連事業の当連結会計年度中の立上げに努め、それに関連して、2020年10月より、非鉄金属の商取引マッチング事業を香港で開始し、これを機にオンライン取引におけるＡＩア

プリケーション分野の開拓を目指しましたが、非鉄金属の商取引マッチング事業の業界は、非常に保守的な業界であり、新しいシステムの導入等が、思ったように進まない状況にございます。そのため、現在のところ、オンライン取引への移行及びＡＩ技術の導入はなされておらず、事業開始時と同様、オフライン取引で行われております。現状、オフライン取引でのマッチング額は、3,882百万円（当該取引から得られる当社グループ売上高は、12百万円）に留まっております。その結果、売上高は28百万円（前年同期比81.2％減）、売上構成比は11.3％となりました。セグメント損失(営業損失)は31百万円となり、前年同期と比べ145百万円（前年同期比127.6％減）の減益となりました。

（アイラッシュケア事業）

当事業におきましては、新型コロナウイルスの影響により、前年同期と比較して、サロンに関しても商材に関しても売上高が減少しております。2020年12月単月では、サロン・商材ともに計画以上の売上を達成することができましたが、今年１月に発令された緊急事態宣言の影響により、2021年１月・２月は計画を下回る水準となってしまいました。その結果、売上高は225百万円（前年同期比43.2％減）、売上構成比は88.3％となりました。セグメント損失（営業損失）は108百万円となり、前年同期と比べ87百万円（前年同期は20百万円の営業損失）の減益となりました。

(2) 重要な設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な資金調達の状況

2020年11月11日に第11回新株予約権9百万円及び第３回無担保転換社債型新株予約権付社債300百万円を発行いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2020年８月31日をもって、当社の連結子会社であるAsia TeleTech Investment Limited（旧社名 BIT ONE HONG KONG LIMITED）とFASTEPS SINGAPORE PTE.LTD.はそれぞれ、フィンテック事業を株式会社キーストーンマネジメントに譲渡いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループの当連結会計年度（第22期）は、早期の黒字化のために、５Ｇ技術やＡＩ技術に関連した新規事業（以下「５Ｇ・ＡＩ等関連事業」という。）を当連結会計年度中に立上げることを目標といたしました。しかしながら、当連結会

計年度中、将来的にＡＩ導入を目論んだ香港における非鉄金属の商取引マッチング事業を開始することまでには漕ぎつけたものの、当初目標としていた５Ｇ・ＡＩ等関連事業の立上げには至りませんでした。５Ｇ・ＡＩ等関連事業の本格的な立上げには、まだ暫くの時間がかかると見込まれる状況のなか、当社グループとしては、早期黒字化のため、事業の核となるべき新たな事業を模索しており、現在、医療・ヘルスケア事業の分野に進出することを検討しております。

当社グループは、前連結会計年度において売上高が著しく減少し、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失が発生したことに加え、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなりました。当連結会計年度におきましても、引き続き売上高が減少し、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループは当該状況を早急に解消するため、以下の施策を実施してまいります。

システムソリューション事業では、引き続き５Ｇ・ＡＩ等関連事業の早期立上げに努めて参ります。また、当連結会計年度中に開始した非鉄金属の商取引マッチング事業に関しては、「1. 企業集団の現況に関する事項　(1) 事業の経過及びその成果」の中でも記載いたしましたが、オンライン取引への移行が完了しておりません。できるだけ速やかなオンライン取引への移行を目指します。

アイラッシュケア事業では、商材の販売について、コロナ禍で縮小した業者に対する売上を補うため、個人に対する販売を進めてきました。広告も徐々に拡大しており、売上を伸ばしております。今後も広告の種類を増やす一方、効果のあった広告に対して重点的に予算を投入し、さらなる拡大を図っていきます。サロン店舗における売上に関しては、一部店舗で新しい施術メニューの導入を行ったところ、新規客の9割が新メニューでの予約でした。今後はスタッフの早期の技術習得を目指し、全店舗での新メニュー展開を行っていきます。

これら今後必要となる事業資金の確保については、資金調達で得た資金や手元資金の他、必要に応じた新たな資金調達を検討することで対応してまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

区　分	第19期 2018年２月期	第20期 2019年２月期	第21期 2020年２月期	第22期 (当連結会計年度) 2021年２月期
売上高(千円)	1,034,520	618,794	456,800	245,497
経常損失(千円)	198,446	510,243	311,203	377,323
親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	518,827	1,111,887	321,907	392,119
１株当たり当期純損失(円)	97.89	155.75	35.95	36.40
総資産(千円)	775,450	576,081	1,047,532	1,011,099
純資産(千円)	543,605	506,959	1,002,399	673,111
１株当たり純資産額(円)	86.81	59.97	90.08	53.26

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主な事業内容
株式会社ビットワン	135,000千円	100.0%	―
FASTEPS SINGAPORE PTE.LTD.	1シンガポールドル	100.0%	システムソリューション事業
Asia TeleTech Investment Limited	400万香港ドル	100.0%	
株式会社クロスワン	10,000千円	100.0%	
Choice Ace Holdings Limited	400万香港ドル	100.0%	
株式会社プロケアラボ	60,265千円	100.0%	アイラッシュケア事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2021年２月28日現在）

事業区分	主要サービス
システムソリューション事業	コンサルティング、システムインテグレーション、ソフトウェア開発、ソフトウェアプロダクト販売
アイラッシュケア事業	まつげエクステンションサロン運営、まつげエクステンションスクール運営、化粧品の販売

(9) 主要な営業所（2021年２月28日現在）

① 本社　　東京都千代田区九段北一丁目10番９号

② 子会社

株式会社ビットワン	東京都千代田区
FASTEPS SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポール
Asia TeleTech Investment Limited	中国・香港
株式会社クロスワン	東京都千代田区
Choice Ace Holdings Limited	中国・香港
株式会社プロケアラボ	東京都千代田区

(10) 従業員の状況（2021年２月28日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
56名	8名減

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	－	41.4歳	0.75年

(注)従業員数に、従業員兼務役員1名は含まれていません。

(11) 主要な借入先

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2021年２月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 32,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,812,361株

(3) 株主数 2,719名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
劉央（LIU YANG）	2,047,781株	19.0％
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,864,600株	17.3％
PHILLIP SECURITIES CLIENT	1,307,400株	12.1％
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店セキュリティーズ業務部長）	758,300株	7.0％
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT（常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部）	720,200株	6.6％
FIRST LINK INC LIMITED	682,593株	6.3％
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENT	121,900株	1.1％
広瀬和也	115,500株	1.0％
株式会社SBI証券	108,800株	1.0％
本田信昭	108,000株	1.0％

（注）1. 当社は、自己株式数38,476株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 劉央及び、FIRST LINK INC LIMITEDについては株主名簿上の名称と異なりますが、特に実質株主として把握していることにより記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①2013年５月30日開催の取締役会の決議によるもの

(2021年２月28日現在)

・新株予約権の数　300個
・目的となる株式の種類及び数　普通株式　30,000株
・新株予約権の発行価額　無償
・新株予約権の行使期間　2015年７月25日から2023年７月24日まで
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	50個	普通株式 5,000株	1名
社外取締役（監査等委員を除く）	―	―	―
取締役（監査等委員）	―	―	―

②2020年７月10日開催の取締役会の決議によるもの

(2021年２月28日現在)

・新株予約権の数　4,775個
・目的となる株式の種類及び数　普通株式　477,500株
・新株予約権の発行価額　無償
・新株予約権の行使期間　2022年７月11日から2030年７月10日まで
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	2,450個	普通株式 245,000株	３名
社外取締役（監査等委員を除く）	―	―	―
取締役（監査等委員）	225個	普通株式 22,500株	３名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

2020年７月10日開催の取締役会の決議によるもの

（2021年２月28日現在）

・新株予約権の数　4,775個
・目的となる株式の種類及び数　普通株式　477,500株
・新株予約権の発行価額　無償
・新株予約権の行使期間　2022年７月11日から2030年７月10日まで
・使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	交付者数
子会社の役員及び使用人	2,100個	普通株式 210,000株	３名

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	邵　　鐨	㈱ビットワン　代表取締役 ㈱クロスワン　代表取締役
取締役	Wei Teng	前海人寿アセットマネジメント社 取締役会顧問
取締役	山下幹和	㈱ビーンスター　代表取締役 ㈱フィンベスト　代表取締役
取締役	村山雅経	管理部長
取締役（監査等委員）	荒井裕樹	Wealth Management法律事務所　代表弁護士 Wealth Management㈱　代表取締役
取締役（監査等委員）	Michael Brooke	Japan Capital Investors ㈱　代表取締役
取締役（監査等委員）	澁谷耕一	リッキービジネスソリューション㈱　代表取締役

（注）1. 取締役荒井裕樹氏、Michael Brooke氏及び澁谷耕一氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、荒井裕樹氏、Michael Brooke氏、澁谷耕一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2020年5月28日開催の第21回定時株主総会において取締役に邵鐨氏、Wei Teng氏及び山下幹和氏が、取締役（監査等委員）に荒井裕樹氏、Michael Brooke氏及び澁谷耕一氏が新たに選任され、就任いたしました。
5. 当事業年度中に辞任した取締役は次のとおりであります。

氏　名	辞任時の地位	辞任時の重要な兼職の状況	退任年月日
清水武志	取締役	㈱JDコーポレーション　代表取締役	2020年８月31日

6. 当事業年度以降に辞任した取締役は次のとおりであります。

氏　名	辞任時の地位	辞任時の重要な兼職の状況	退任年月日
Wei Teng	取締役	前海人寿アセットマネジメント社　取締役会顧問	2021年３月31日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、監査等委員である取締役全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項で定める額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

取締役（監査等委員を除く） 6名 59,546千円（うち社外取締役 －名 －千円）

取締役（監査等委員） 6名 9,082千円（うち社外取締役 6名 9,082千円）

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年５月25日開催の第17回定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年５月25日開催の第17回定時株主総会において年額10百万円以内、また、ストックオプション報酬額として年額10百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
取締役（監査等委員）	荒井裕樹	Wealth Management法律事務所 Wealth Management㈱	代表弁護士・代表取締役	当社と兼職先の間に重要な取引はありません。
取締役（監査等委員）	Michael Brooke	Japan Capital Investors ㈱	代表取締役	当社と兼職先の間に重要な取引はありません。
取締役（監査等委員）	澁谷耕一	リッキービジネスソリューション㈱	代表取締役	当社と兼職先の間に重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	荒井裕樹	当期開催の取締役会20回のうち14回に出席し、また、当期開催の監査等委員会すべてに出席し、必要に応じ適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）	Michael Brooke	当期開催の取締役会20回のうち15回に出席し、また、当期開催の監査等委員会すべてに出席し、必要に応じ適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）	澁谷耕一	当期開催の取締役会20回のうち12回に出席し、また、当期開催の監査等委員会すべてに出席し、必要に応じ適宜発言を行っております。

（注）2020年５月28日就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　監査法人アリア

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

（注）1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるChoice Ace Holdings Limitedは、当社の会計監査人以外による監査を受けております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である監査法人アリアは、会社法第427条第１項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

悪意又は重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度となります。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合は、監査等委員全員の同意による監査等委員会の決議により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当社監査等委員会は、その事実に基づき検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、その旨を株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．役職員が法令、定款及び社内規程を遵守し、誠実に行動し、業務遂行するために、取締役会は全職員を対象とするコンプライアンス基本規程を制定する。

ロ．コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置する。

ハ．コンプライアンスの推進については、コンプライアンス基本規程に基づき、教育・研修会を適宜開催する。

ニ．当社の役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、コンプライアンス委員会に通報する制度を設ける。

ホ．当社及び当社グループは、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力に対しては、一切の取引を行わず、組織的な対応を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行及び意思決定に係る情報の記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を法令及び文書管理規程に基づき、適切に管理し、関連規程は必要に応じて適宜見直し、改善を図る。

ロ．取締役、監査等委員である取締役及び会計監査人から閲覧要請があった場合は、速やかに対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理は、社長が対策責任者となる担当取締役を任命し、必要に応じ委員会やプロジェクトチームを設置しリスクを管理する。経営上のリスクを総合的に分析、把握を行い、顧問弁護士等外部アドバイザーと共に対応を行い、そのリスクの軽減に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定を行うと共に、更に迅速な意思決定が必要な場合は、臨時取締役会を適宜開催し、取締役会規程に基づく職務権限及び意思決定に適正かつ効率的に職務を執行することとする。

⑤　当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．当社の子会社については、グループ運営体制を整備すると共にグループ管理体制を構築し、グループ会社に対して監査及び経営指導を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

ロ．主要な子会社の取締役又は取締役である監査等委員は当社から派遣し、法令及び社内規程に基づき、経営管理、経営指導にあたる。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する体制ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性を確保するための体制

イ．監査等委員会が監査職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、適切な人材を配置する。

ロ．監査職務を補助すべき使用人は監査等委員からの指揮・命令に関して、監査等委員でない取締役等の指揮・命令を受けないものとする。

ハ．当該使用人は取締役から独立して機能し、人事考課、人事異動は監査等委員会の同意を得た上で決定する。

⑦　監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制ならびに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会に出席する他、経営会議、その他重要な会議に出席し、意見を述べることが出来る。

ロ．取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令違反または定款違反の事実が発生したときは直ちに監査等委員会へ報告する。

ハ．監査等委員会への報告を行った当社および子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧　当社の監査等委員の職務について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する体制

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必

要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨　その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

ロ．取締役は、監査等委員会の職務執行にあたり、監査等委員会が必要と認めたときは、監査法人、顧問弁護士等と緊密な連携を図ることが出来る環境を整備する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他の関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行

当社の取締役会は、取締役７名（うち社外取締役３名）で構成し、原則月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定をするとともに、業務執行の決定、取締役間の意思疎通を図り、相互に職務執行の監督を行いました。また、社外取締役は独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行い、適宜、意見を述べております。

② 監査等委員の職務執行

当社の監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき、監査を実施するとともに、取締役会の他、重要な会議にも参加し、取締役の職務執行に適切な監視をできる体制をとっております。会計監査人とも連携し、内部統制の整備運用状況や会計監査についても意見交換を行っております。

③ グループ管理体制

子会社の取締役又は監査役を兼任した当社の取締役等が、当該子会社の取締役会の他、重要な会議に出席し、業務執行状況の監督実施を行い、子会社の取締役が、当社の取締役会及び経営会議に出席し、子会社の職務執行状況について報告を行っております。

④ コンプライアンスの状況

「ビットワングループ・グループ会社企業倫理法令遵守規範」やその他の社内規則・規程は、常に社内で閲覧可能な状態にあり、法令遵守した適正な業務活動を行うよう、すべての新入社員及び中途採用社員に対して教育指導等を実施いたしました。

また、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組むため、当社は「内部通報規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

⑤ リスク管理体制

「リスク管理規程」を定め、必要に応じて「リスク管理委員会」を設置し、事業上のリスク管理に関する方針の決定ならびにリスク管理体制の整備、構築を行っております。

また、重大な危機が生じた場合には、社長を統括責任者とする危機対策本部

を設置し、迅速な初動態勢をとるとともに機動的かつ適切な対策を策定、実行するものとしております。

⑥　内部監査の実施について

内部監査担当チームが作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

8.　会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

（注）　この事業報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年２月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**878,054**	**流動負債**	**34,681**
現金及び預金	792,815	買掛金	1,433
受取手形及び売掛金	43,113	未払金	17,282
商品及び製品	40,794	未払法人税等	5,477
前払費用	5,538	預り金	3,378
その他	29,434	その他	7,109
貸倒引当金	△33,642	**固定負債**	**303,306**
固定資産	**133,044**	転換社債型新株予約権付社債	300,000
投資その他の資産	133,044	その他	3,306
差入保証金	**25,477**	**負債合計**	**337,988**
投資有価証券	107,374	**純資産の部**	
破産更生債権等	152,729	**株主資本**	**560,628**
その他	192	**資本金**	**2,409,711**
貸倒引当金	△152,729	**資本剰余金**	**1,992,526**
		利益剰余金	**△3,782,570**
		自己株式	**△59,039**
		その他の包括利益累計額	**13,226**
		為替換算調整勘定	**13,226**
		新株予約権	**99,256**
		純資産合計	**673,111**
資産合計	**1,011,099**	**負債純資産合計**	**1,011,099**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2020年３月１日
至　2021年２月28日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		245,497
売上原価		59,108
売上総利益		186,389
販売費及び一般管理費		564,723
営業損失		378,334
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	0	
貸倒引当金戻入益	62	
仮想通貨差益	3,250	
助成金収入	20,086	
その他	1,266	24,678
営業外費用		
支払利息	174	
為替差損	9,382	
支払手数料	14,100	
その他	10	23,667
経常損失		377,323
特別損失		
事業譲渡損	11,959	11,959
税金等調整前当期純損失		389,282
法人税、住民税及び事業税		2,836
当期純損失		392,119
親会社株主に帰属する当期純損失		392,119

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2020年３月１日
至　2021年２月28日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,409,711	2,001,735	△3,390,450	△58,994	962,002
当期変動額					
新株予約権の発行					
自己株式の取得				△45	△45
連結子会社株式の取得による持分の増減		△9,209			△9,209
親会社株主に帰属する当期純損失			△392,119		△392,119
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△9,209	△392,119	△45	△401,374
当期末残高	2,409,711	1,992,526	△3,782,570	△59,039	560,628

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,823	7,823	32,574	1,002,399
当期変動額				
新株予約権の発行			9,798	9,798
自己株式の取得				△45
連結子会社株式の取得による持分の増減				△9,209
親会社株主に帰属する当期純損失				△392,119
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,403	5,403	56,883	62,286
当期変動額合計	5,403	5,403	66,682	△329,288
当期末残高	13,226	13,226	99,256	673,111

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年４月21日

株式会社ビットワングループ
取締役会　御中

監査法人アリア
東京都港区
代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　茂　木　秀　俊　㊞
代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　山　中　康　之　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ビットワングループの2020年3月１日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットワングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性
継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、売上高が減少し、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、当連結会計年度においても、継続して売上高が減少し、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2020年３月１日から2021年２月28日までの第22期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年４月21日

株式会社ビットワングループ　監査等委員会

監査等委員　荒　井　裕　樹　㊞

監査等委員　Michael Brooke　㊞

監査等委員　澁　谷　耕　一　㊞

（注）　監査等委員荒井裕樹、Michael Brooke、澁谷耕一は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

貸借対照表

(2021年２月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	354,093	流動負債	39,125
現金及び預金	336,829	未払金	34,946
売掛金	3	未払法人税等	3,164
前払費用	2,326	預り金	1,000
未収入金	77,677	その他	13
短期貸付金	1,228	固定負債	345,773
その他	19,726	関係会社長期借入金	45,773
貸倒引当金	△83,699	転換社債型新株予約権付社債	300,000
固定資産	499,310	負債合計	384,898
投資その他の資産	499,310	純資産の部	
関係会社株式	361,268	株主資本	369,248
関係会社長期貸付金	1,220,812	資本金	2,409,711
差入保証金	10,389	資本剰余金	2,001,735
破産更生債権等	152,729	資本準備金	1,425,911
その他	10	その他資本剰余金	575,824
貸倒引当金	△1,245,898	利益剰余金	△3,983,159
		その他利益剰余金	△3,983,159
		繰越利益剰余金	△3,983,159
		自己株式	△59,039
		新株予約権	99,256
		純資産合計	468,505
資産合計	853,403	負債純資産合計	853,403

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2020年３月１日
至　2021年２月28日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**4,818**
売　上　原　価		**12,291**
売　上　総　損　失		**7,473**
販売費及び一般管理費		**187,328**
営　業　損　失		**194,802**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	8	
仮　想　通　貨　差　益	18	
そ　の　他	26	53
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	3,068	
支　払　手　数　料	14,100	
為　替　差　損	211	
そ　の　他	3	17,384
経　常　損　失		**212,132**
特　別　損　失		
関係会社株式評価損	65,268	
貸倒引当金繰入額	234,475	**299,744**
税引前当期純損失		**511,877**
法人税、住民税及び事業税		951
当　期　純　損　失		**512,828**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2020年３月１日
至　2021年２月28日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,409,711	1,425,911	575,824	2,001,735
当期変動額				
新株予約権の発行	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
当期純損失	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	2,409,711	1,425,911	575,824	2,001,735

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	△3,470,331	△3,470,331	△58,994	882,122	32,574	914,696
当期変動額						
新株予約権の発行	－	－	－	－	9,798	9,798
自己株式の取得	－	－	△45	△45	－	△45
当期純損失	△512,828	△512,828	－	△512,828	－	△512,828
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	56,883	56,883
当期変動額合計	△512,828	△512,828	△45	△512,873	66,682	△446,191
当期末残高	△3,983,159	△3,983,159	△59,039	369,248	99,256	468,505

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年４月21日

株式会社ビットワングループ
取締役会　御中

監査法人アリア
東京都港区
代表社員 業務執行社員　公認会計士　茂木秀俊　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　山中康之　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ビットワングループの2020年３月１日から2021年2月28日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性
継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において、売上高が減少し、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度においても、継続して売上高が減少し、営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年３月１日から2021年２月28日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、必要に応じて重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年４月21日

株式会社ビットワングループ　監査等委員会

監査等委員　荒　井　裕　樹　㊞

監査等委員　Michael Brooke　㊞

監査等委員　澁　谷　耕　一　㊞

（注）　監査等委員荒井裕樹、Michael Brooke、澁谷耕一は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社現行定款の一部を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

当社は、現在、早期黒字化を実現すべく、５Ｇ・ＡＩ等関連事業の立上げ及び５Ｇ・ＡＩ等関連事業以外の事業の核となるべく新たな事業の模索を行っております。そのような状況のなか、2019年10月及び2020年11月に、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の第三者割当を行い、海外の投資家からの資金調達を行いました。これにより、株主をはじめとする利害関係者からは、よりグローバルな事業展開を期待されているものと考えております。また、2018年９月1日に当社グループがフィンテック事業に事業領域の軸足を移したことを明確にするため、現在の「株式会社ビットワングループ」に商号変更いたしました。しかしながら、昨年12月末をもって、フィンテック事業から撤退したことから、「株式会社ビットワングループ」から「クオンタムソリューションズ株式会社」に商号の変更をいたしたいと存じます。

クオンタム（QUANTUM）には、「量、少量、量子」という意味合いがございますが、それとは別に「飛躍的な」「画期的な」という形容詞としての意味合いもあり、この度、商号にクオンタムを用いたのは、早期黒字化を実現するため、「飛躍的」「画期的」な事業展開を行っていくという意思の表れでもございます。

なお、商号変更につきましては、附則により2021年８月１日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　則 （商　号） 第１条　当会社は、株式会社ビットワングループと称し、英文ではBit One Group Co., Ltd. と表示する。	第１章　総　則 （商　号） 第１条　当会社は、クオンタムソリューションズ株式会社と称し、英文ではQuantum Solutions Co.,Ltd.と表示する。
（新　　設）	附則 本定款第１条（商号）の変更は、2021年８月１日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	邵 賛（しょう いん） (1977年4月28日生)	1997年７月　嘉里建设上海有限公司(ケリープロパティー)入社 2003年３月　立正佼成会　入社 2012年９月　上海国际主题乐园有限公司 上海迪士尼度假区（上海ディズニーリゾート）　入社 2019年１月　Madison Lab Limited 入社 2019年９月　株式会社BITOCEAN 入社 副社長 経営企画室長 (現任) 2019年11月　マディソン証券株式会社 取締役 2020年５月　当社代表取締役(現任) 株式会社ビットワン　代表取締役（現任） 株式会社クロスワン　代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ビットワン　代表取締役 株式会社クロスワン　代表取締役	0株
	（取締役候補者とした理由） 邵賛氏は、海外事業でのスポンサー開拓業務、豊富なＩＴ・システム系のマネジメント業務の経験を有しております。当社グループの今後の展開は、既存事業の海外展開、５Ｇ技術やＡＩ技術を融合した関連事業の展開を進める方針であり、ＩＴ・システム系の知識及びマネジメント能力を多面的な経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	やました　みきかず 山下　幹和 （1962年8月8日生）	1988年４月　株式会社日本マイクロデバイス入社 1991年４月　株式会社ユニオントレーディング　入社 2011年４月　株式会社ソリュード　駐車場事業設立 執行役員 2013年３月　株式会社ビーンスター入社 2013年４月　執行役員 2014年４月　代表取締役(現任) 2015年４月　株式会社フィンベスト　代表取締役（現任） 2020年５月　当社取締役(現任) （重要な兼職の状況） 株式会社ビーンスター　代表取締役 株式会社フィンベスト　代表取締役	0株
	（取締役候補者とした理由） 山下幹和氏は、駐車場事業の運営や不動産開発に携わり、現在は株式会社ビーンスターおよび株式会社フィンベストの代表取締役を務めております。経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、当社の取締役として取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	むらやま　まさのり 村山　雅経 （1966年８月30日生）	1996年２月　株式会社リムネット入社 2000年８月　株式会社ディーエス・インタラクティブ（現株式会社Xenlon）入社 2004年６月　当社入社 2005年３月　当社ビジネスサポートグループマネージャー 2007年５月　当社取締役管理部長（現任）	500株
	（取締役候補者とした理由） 村山雅経氏は、長年にわたり取締役として管理部門等における卓越した見識・実績を有し、当社グループにおける経営陣の一角を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの管理部長等の経験を通じ、培った優れた経営手腕に鑑みて、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	※ TUNG CHUN FAI（とん　ちょん　ふぁい） (1981年8月10日生)	2005年６月　CAF Securities 入社 2008年４月　DBS Bank 入社 2010年６月　Piper Jaffray　入社 2014年５月　Credit Venture Partners 入社 2020年４月　Asia TeleTech Investment Limited 代表取締役(現任) 2020年５月　FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締役(現任) 2020年９月　Choice Ace Holdings Limited 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) Asia TeleTech Investment Limited代表取締役 FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締役 Choice Ace Holdings Limited　代表取締役	0株
	(取締役候補者とした理由) TUNG CHUN FAI氏は、2020年より当社子会社の代表取締役を務めております。経営者としての豊富な知見を有しており、当社グループの企業価値向上と活性化に努めてまいりましたことから、今後も職務を適正に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。		

(注)　1.※は新任の取締役候補者であります。
2.各候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。

【取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）に関する特記事項】

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）を被保険者とする役員等賠償責任保険の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険会社により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人アリアは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、監査等委員会の決議に基づき、フロンティア監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がフロンティア監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の会計監査人に求められる専門性及び独立性、並びに品質管理体制、職務遂行能力等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	フロンティア監査法人
事 務 所	東京都品川区西五反田二丁目25番3号
沿　　革	2007年２月　フロンティア監査法人を設立
出 資 金	10百万円
構 成 人 員	構成人員　　代表社員　５名 その他監査従事者（常勤）　５名 合計 10名 監査対象の上場会社数　５社

（注）フロンティア監査法人が原案どおり選任された場合、当社と同監査法人は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定であります。

以上

第22回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区九段北四丁目２番25号
アルカディア市ヶ谷　６階　霧島の間
（私学会館）
電話（03）3261－9921（代表）



【最寄駅】・Ｊ　Ｒ：総武線「市ヶ谷駅」　徒歩２分

・地下鉄：東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」
１またはＡ１出口　徒歩２分
・地下鉄：都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」
Ａ１またはＡ４出口　徒歩２分